



2023年3月29日

各 位

会社名 丸紅株式会社
(<https://www.marubeni.com/jp/>)
代表者名 代表取締役社長 柿木 真澄
(コード番号：8002 上場取引所：東証プライム)
問合せ先 広報部 報道課長 古屋 拓史
電話番号 03-3282-2112

取締役の報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役の報酬制度を下記のとおり改定することを決議いたしました。なお、本改定は、2023年6月開催予定の第99回定時株主総会において取締役の報酬改定に関する議案が株主の皆様からご承認を得られることを条件とします。

記

1. 取締役の報酬制度改定の目的

当社は、社是「正・新・和」の精神に則り、公正明朗な企業活動を通じ、経済・社会の発展、地球環境の保全に貢献する、誇りある企業グループを目指すことを経営理念としております。今般、ステークホルダーの皆様と共に新しい価値を創出する丸紅グループの在り姿に即した経営の実践を促し、中長期的な企業価値との連動性をより高め、株主の皆様との一層の価値共有を進める報酬制度に見直すことを目的として、当社の取締役の報酬制度を改定することといたしました。なお、本改定に伴い、取締役の報酬等の額の改定もあわせて行います。取締役の報酬制度及び取締役の報酬等の額の改定につきましては、報酬決定プロセスにおける透明性・客観性を担保するため、社外役員が委員長を務め、メンバーの過半数が社外役員で構成されるガバナンス・報酬委員会にて報酬水準の妥当性を含め審議の上、取締役会に答申し、取締役会にて決定したものです。

2. 取締役の報酬制度の改定の概要

このたびの取締役の報酬制度の改定の概要は以下のとおりです。

① 各報酬等の位置付けの明確化・報酬体系の再構築

新たな報酬制度では、報酬等の種類と給付の形式を統一し、報酬等の種類を、基本報酬と加算給で構成される月例報酬（固定・金銭報酬）、業績連動賞与と個人評価給で構成される短期インセンティブ報酬（変動・金銭報酬）及び譲渡制限付株式とTSR連動型譲渡制限付株式で構成される中長期インセンティブ報酬（変動・株式報酬）の3つの種類に再構築し、わかりやすい制度といたします。

② インセンティブ性の強化

短期インセンティブ報酬である業績連動賞与は、現行の業績連動報酬においては前事業年度の業績をその評価指標としていた点を改め、当事業年度の業績評価に基づく支給額を当事業年度終了後に一括支給する設計とし、職務執行期間と業績評価期間を一致させることにより、職務執行期間のインセンティブ性を高めます。

また、中長期インセンティブ報酬では、現行の時価総額条件型譲渡制限付株式の評価指標を、先般公表した株主還元を強化する新たな株主還元方針も踏まえ、時価総額条件成長率から相対 TSR へと変更するとともに、評価指標の実績に応じて適切なインセンティブ性を担保する支給係数の設計へと改定します。改定後の制度名称は、TSR 連動型譲渡制限付株式といたします。

③ 短期インセンティブ報酬と中長期インセンティブ報酬の構成比率の見直し

短期インセンティブ報酬のうちの業績連動賞与の比率を引き下げ、中長期インセンティブ報酬の比率を引き上げることで、短期インセンティブ報酬と中長期のインセンティブ報酬の構成比率のバランスを是正し、より中長期的な企業価値向上との連動性を高めます。これにより、代表取締役社長の報酬総額における月例報酬、短期インセンティブ報酬及び中長期インセンティブ報酬の構成比率は概ね 1 : 1 : 1 となります。

④ 報酬水準の一層の適正化

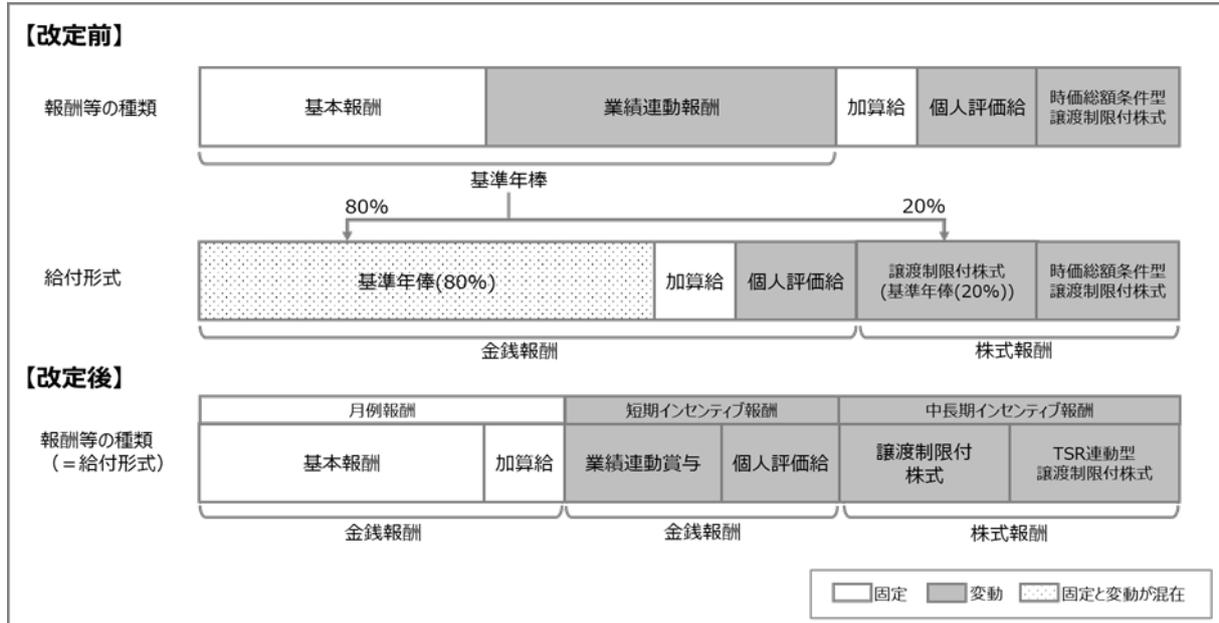
優秀な人財を獲得・保持し、また、職責と成果に基づく公平かつ公正な処遇を行うため、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等との比較検討を行い、適切な報酬水準を設定いたします。

⑤ マルス及びクローバック条項の導入

短期インセンティブ報酬及び中長期インセンティブ報酬について、財務諸表の重大な修正による決算の事後修正、役員による重大な内部規程の違反又は非違行為が発生した場合等には、取締役会の決議により当該報酬等を減額又は不支給とすること、及び支給済の報酬等の返還を求めることといたします。

【A.改定前／改定後の取締役の報酬制度】

各報酬等の内容及び支給対象となる取締役は、【B.改定後の各報酬の概要】をご参照下さい。



【B.改定後の各報酬等の概要】

改定後の取締役の各報酬等の概要は以下のとおりです。なお、当社は、上記の改定後と同様の報酬制度を、執行役員についても導入する予定です。

報酬等の種類		給付形式	内容	業務執行取締役	取締役会長 (注1)	社外取締役 (注2)
月例報酬	基本報酬	固定	○各取締役の役位に応じた基本報酬	●	●	●
	加算給		○代表権を持つ取締役の職責に対する代表権加算給 ○取締役の職責に対する取締役加算給	●	—	—
短期インセンティブ報酬	業績連動賞与	金銭	○各事業年度の業績に対する報酬等	●	—	—
	個人評価給		【組織業績評価】 ○各事業年度の本部別財務目標達成に応じた報酬等 【個人定性評価】 ○将来に向けた新たな価値創造に対する報酬等	— (注3)	—	—
中長期インセンティブ報酬	譲渡制限付株式	株式	○株主価値との連動・共有を図るための報酬等	●	●	—
	TSR連動型譲渡制限付株式(注4)		○中長期的な企業価値の向上に対する報酬等	●	●	—

(注1) 取締役会長の報酬等は、当社の経営で培った事業知見を監督に活かすことで実質的に中長期の企業価値向上に貢献する立場にあることから、月例報酬である基本報酬と中長期インセンティブ報酬により構成します。

(注2) 社外取締役の報酬等は、独立性をもって経営を監督する立場にあることから、月例報酬である基本報酬(各種委員会の委員長・委員等の職責に応じた報酬等を含む)のみで構成します。

(注 3) 組織業績評価に基づく個人評価給の支給対象者は執行役員営業本部長であり、現在業務執行取締役の支給対象者はありません。

(注 4) 評価指標は相対 TSR とします。相対 TSR は、3 年間（評価期間）の当社株主総利回り（Total Shareholder Return (TSR)）を、同期間の東証株価指数（TOPIX）（配当込み）成長率と比較した以下の算定式により算出します。

相対 TSR = 評価期間の当社 TSR ÷ TOPIX（配当込み）成長率

役位別に定めた基準額に相当する数の基準ユニットを毎年付与し、3 年間の評価期間の相対 TSR の達成度に応じて当社普通株式を付与します。付与した当社普通株式は、株式交付日から当社の取締役及び執行役員の地位、その他当社の取締役会が予め定める地位からの退任時又は退職時まで譲渡制限を設定します。

以 上